

# 高志館高校 生徒指導心得

## 第1章 生活全般について

- 第1条 通学に際しては交通道徳を守り他人の安全を侵害してはならない。
- 第2条 自転車及び原動機付自転車（以下「原付」という。）通学生は、所定の場所に学校のステッカーを貼付したものを使用し必ず施錠をする。雨合羽を所持する。雨天時には雨合羽を着用する。
- 第3条 校則、生徒会規約その他あらゆる規則は守る。
- 第4条 公共物を破損した場合は届け出る。
- 第5条 盜難にあった場合は速やかに届け出る。
- 第6条 公共物及び私物の無断借用は厳禁とする。
- 第7条 課業中は無届けの外出はしない。
- 第8条 生徒間の制裁懲罰（いじめ等）その他これに準ずる行為は厳禁とする。
- 第9条 生徒は校内の秩序を乱すような言動をとってはならない。
- 第10条 不正行為（カンニング等）は勿論のこと、その他社会的モラルに反するような行為はしてはならない。
- 第11条 携帯電話・スマートフォンの校内への持ち込みは許可するが、持ち込む場合は電源を切りスクールバッグに入れておく。
- 第12条 生徒証明書を紛失した場合は速やかに届け出る。
- 第13条 夜間外出は午後9時までとする。
- 第14条 友人間の旅行及び外泊はしてはならない。
- 第15条 課業中のアルバイトは原則として禁止する。

## 第2章 髮型、服装、身だしなみについて

### 第16条 髮型について

- 1) 高校生らしい清楚な髪型とする。
- ①染色、脱色などの加工をしない。
  - ②前髪はまゆにかかるない。
  - ③まゆの細ぞりやまつげの加工をしないこと。
  - ④その他、特異な髪型をしない。

**男子** 横髪が耳にかかるない。後髪はえりにかかるない。

**女子** 髪をのぼす場合には以下の規定を適用する。

- ①髪が肩に触れる場合は後ろか両横で結ぶ。
- ②耳は完全に見えるように結ぶ。
- ③リボンの使用は禁止する。ゴムは、派手でないもの。
- ④前髪などの一部を束ねることは禁止する。
- ⑤エクステンションは禁止する。

## 第17条 服装について

服装は所定の制服を着用し、学生らしく質素端正にする。

### 制服A

冬服……本校指定（ブレザー、長袖ワイシャツ、ネクタイ、ズボン）

合服……本校指定（長袖ワイシャツ、ネクタイ、ズボン）

夏服……本校指定（半袖Yシャツ、ズボン）

[セーター] 本校指定（紺のVネック）

[ネクタイ] 本校指定（ピンクストライプ・オプション）

[コート・手袋・マフラー・ネックウォーマー] 派手でないもの。

[靴] 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）

[靴下] 白色・黒色・紺色（踵の隠れる長さ）

[ベルト] 黒（特異でないもの）とする。

[バッグ] 本校指定 ※派手でないサブバッグ使用可。

### 制服B

冬服……本校指定（スカート、長袖ブラウス、ベスト、ブレザー、リボン）

合服……本校指定（スカート、長袖ブラウス、ベスト、リボン）

夏服……本校指定（スカート、半袖ブラウス）

[セーター] 本校指定（紺のVネック）

[リボン] 本校指定（ネクタイ・リボン）

[コート・手袋・マフラー・ネックウォーマー] 派手でないもの。

[靴] 黒革靴又はスニーカー（ゴム底を使った布製又は革製の靴）

[靴下] 本校指定（紺色）・白色・黒色（踵の隠れる長さ）

[タイツ] 黒色

[バッグ] 本校指定 ※派手でないサブバッグ使用可。

## 第18条 高校生らしい身だしなみを心がける。

## 第3章 運転免許取得について

### 第19条

（1）原付免許取得は禁止とする。ただし、次のイ又はロ及びハに該当し、学校長に申請して認められたときは、通学用として原付免許の取得を認める。

イ 自宅から学校までの路程が、10km以上あるとき。

ロ 山間部に居住し自宅から最寄りの停留所までの路程が1km以上あるとき。

ハ 学校長の開催する説明会及び許可式に保護者と本人が出席できる者。

（2）前号のほか、通学用原付運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。

（3）四輪普通免許取得、（四輪普通免許・自動二輪免許）取得、準中型免許取得のための自動車学校入校は、原則として3年次11月1日以降に許可制とする。

1)進路が決定しているもの、欠点がないもの、学校生活・態度が良好なものに限る。

2)運転免許取得について特別な理由がある場合は、協議の上判断する。

附則 この一部改正後の心得は、令和4年12月24日から施行する。